

東海市農業委員会の委員及び東海市農地利用最適化推進委員の候補者募集等要領

令和8年（2026年）7月19日の農業委員任期満了に伴う東海市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）及び東海市農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の候補者の推薦の求め及び募集（以下「募集等」という。）を次のとおり行います。

1 募集等の人員

(1) 農業委員 12人

(2) 推進委員 6人 ※次の主たる区域と数で募集

主たる区域	町 名	数
北	南柴田町、名和町、浅山、荒尾町、東海町、富貴ノ台 富木島町	3人
南	大田町、中央町、高横須賀町、中ノ池、横須賀町、養父町、 元浜町、加木屋町	3人

2 任期

(1) 農業委員

令和8年（2026年）7月20日から令和11年（2029年）7月19日まで

(2) 推進委員

農業委員会からの委嘱を受けた日（令和8年（2026年）7月20日予定）から
令和11年（2029年）7月19日まで

3 身分及び報酬

東海市特別職の職員で非常勤のものであり、条例に規定する報酬及び費用弁償を支給します。

4 職務内容

(1) 農業委員 農地転用、農地の無断転用の防止・解消などの農地法等の規定に基づく農業委員会の権限に属する事項についての審議等のほか、農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の防止・解消などの農地の利用の最適化に関する事項についての審議等が主な職務となります。会議等は、毎月2回（毎月10日及び20日前後）程度の開催となります。また、必要に応じ研修会等にも出席していただく場合があります。

(2) 推進委員 農業委員会の委員とともに活動し、担当地区内の農地の無断転用の防止・解消などを図るための調査等のほか、農業者や農業者が組織する団体等と話し合いを行い、農地利用の集積・集約化、遊休農地発生の抑制・解消などを図るための調査等が主な職務となります。議決権はありませんが、農業委員会の会議等に出席していただき、農地利用の集積・集約化、遊休農地発生の抑制・解消などの農地の利用の最適化に関する事項について意見をいただきます。また、必要に応じ研修会等にも出席していただく場合があります。

5 推薦及び応募の資格

- (1) 農業委員 農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者。
- (2) 推進委員 農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、その職務を適切に行うことができる者。
- (3) 共 通 次のアからエまでのいずれにも該当しない者。
- ア 破産手続開始の決定を受け復権を得ていない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 法令上農業委員会委員と兼職を禁止されている職にある者
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者

6 推薦及び応募に係る手続等

次の様式に必要事項を記入のうえ、添付書類（誓約書）を添えて、東海市農業委員会事務局（市役所5階）へ持参してください。

(1) 応募様式及び推薦様式

ア 農業委員

- ・団体推薦する場合 様式第1号（団体推薦用）
- ・個人応募する場合 様式第2号（農家用）又は様式第3号（非農家用）

イ 推進委員

- ・団体推薦する場合 様式第4号（団体推薦用）
- ・個人応募する場合 様式第5号（農家用）又は様式第6号（非農家用）

(2) 添付書類

ア 農業委員 様式第7号

イ 推進委員 様式第8号

(3) 様式の入手方法

次の窓口に備えるほか、市のホームページからもダウンロードできます。

東海市役所内 農業委員会事務局（市役所5階）

東海市のホームページ <http://www.city.tokai.lg.jp>

7 受付期間

(1) 受付日 令和8年（2026年）2月10日（火）から
令和8年（2026年）3月10日（火）まで

(2) 受付時間 市役所開庁日の午前9時00分から午後4時00分まで

8 選考方法

応募した者及び推薦を受けた者の資格確認を行い、募集を行った数を超えた場合は、候補者の選考を実施します。（必要に応じて、聞き取り調査等を行う場合があります。）

候補者の選考結果については、候補者を決定した後速やかに、募集等に応じた者に対し選考結果を通知します。

9 推薦及び応募に係る書類の提出先及び問合せ先

〒476-8601 愛知県東海市中央町一丁目1番地

電話 052-613-7848又は0562-38-6435

東海市農業委員会事務局

10 その他

受付期間の中間及び終了後に、推薦又は応募に係る提出書類をもとに、推薦者・被推薦者及び応募者に関し、提出書類に記載された事項（住所を除く）、被推薦者及び応募者の数等について、市のホームページ等で公表します。

別図（第4条関係）

